



リーガル コンパス

弁護士法人神戸シティ法律事務所
弁護士 福永 晃一
(兵庫県弁護士会所属)



第147回 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表

1 公表の経緯

令和5年の春季労使交渉の賃上げ率は約30年ぶりの高い伸びとなったものの、円安などによる急激な物価上昇に対して賃金の上昇が追いついておらず、令和4年4月以降、実質賃金は減少を続けています。

この急激な物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するために、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であり、受注者側である中小企業が物価上昇や賃上げのために適切に取引価格に反映すべく、発注者側に交渉できる環境の整備をはかるため、内閣官房及び公正取引委員会は、令和5年11月29日、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」といいます）を策定・公表しました。

2 労務費の価格への転嫁に関する現状

令和5年5月から6月にかけて公正取引委員会により行われた特別調査によると、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁率（転嫁の要請に対して引き上げられた金額の割合）について、原材料価格（80.0%）やエネルギーコスト（50.0%）と比べ、労務費（30.0%）は低く（いずれも中央値）、労務費の価格転嫁は進んでいないことが分かりました。

労務費の価格転嫁が進まない理由として、同調査の中では、労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある、交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められ

る、発注者との今後の取引関係に悪影響（転注や失注など）が及ぶおそれがある等の理由で労務費の価格転嫁の要請をすることは難しいとの声があったようです。

3 本指針の性格

本指針では、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストのうち、労務費の転嫁に係る価格交渉について、上記特別調査の結果を踏まえ、発注者及び受注者それぞれが採るべき行動や求められる行動を12の行動指針として取りまとめ、また、それぞれの行動指針に該当する労務費の適切な転嫁に向けた取組事例や、受注者が用いている根拠資料や取組内容を取り上げています。

また、特別調査の結果や、受注者側が価格交渉時に活用できる価格交渉の申し込み様式例も掲載されています。

4 本指針と独占禁止法及び下請法との関係

本指針では、本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処するが、他方で、本指針に記載の全ての行動を適切に採っている場合には、取引条件の設定に当たり取引当事者間で十分に協議が行われたものと考えられ、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題は生じないと考えられると明記されています。

発注者は、独占禁止法及び下請法違反をしないためにも、まずは本指針を押さえる必要があります。